

事務連絡
令和5年7月7日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

「建設業における時間外労働の上限規制に関するパンフレット」
等の周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、本会の事業活動の推進にご協力を賜わり厚く御礼を申し上げます。

さて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課より、令和6年4月から建設業においても時間外労働の上限規制が適用されること踏まえ、別添「(パンフレット) 建設業時間外労働の上限規制わかりやすい解説」及び「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」の周知依頼がありました。

また、厚生労働省労働基準局労働条件政策課より「時間外労働の上限規制に関する広報用動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>)」の周知依頼がありました。

つきましては、これらの資料を活用し、時間外労働の上限規制に関して、貴会会員の皆様に、周知方よろしく願いいたします。

なお、本会においては、別途建設業の実務担当者向けの改正労働基準法Q&Aを現在製作しており、近日中に皆様にお届けする予定です。建設業に関連する時間外労働の上限規制をはじめとし、建設業に関連の深い労働基準法の基本事項に関して詳しく解説したQ&Aとなっておりますので、是非ご活用いただきたいと存じます。

担当：労働部 古田・菅原